

きずな通信

2021.10月 No.198

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

労働保険事務組合きずなの皆様へ

朝晩めっきり涼しくなりました。急激な気温の変化やコロナ渦でのストレスなどで、体調を崩されませんようにお気を付け下さい。

● 労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。第2期分の納入通知書をお送りしておりますので、ご確認の上振込をお願い致します。

※ 集金をご希望の事業所様は、お早めにご連絡をよろしくお願いいたします。

10/6～最低賃金が改正されました。

● 10月6日から宮崎県の最低賃金が改正になり、**821円**（宮崎県）となります。

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- ① 時間給制の場合 → $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- ② 日給制の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- ③ 月給制の場合 → $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

【最低賃金の対象とならない賃金】

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

社会保険加入の事業所様へ

全国健康保険協会より順次、「被扶養者状況リスト」が事業主様へ送付されて来ます。書類が届きましたら、扶養の状況を確認をして頂き、当事務所までご連絡をお願いします。取りまとめて協会けんぽへ提出致します。

毎年11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間！！」

(本年度より名称が変更されました。)

・労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。皆様の近くに従業員を雇用しているにも関わらず労働保険に加入されていない事業所様また、加入の仕方が分からない事業所様はありますか？労災事故がおこってからでは大変な事になります。また、従業員が退職し、失業給付が受給できないことになりトラブルの原因にもなります。

資料を別紙にて添付いたします。まだ、加入されていない事業所様にお渡し下さい。直接、当事務所にご連絡頂いても結構です、よろしくお願い致します。

⚠️ **労災事故が急増しています！！**

先月位より当事務所への、労災発生の報告が急増しています。転倒、転落、火傷等々……。夏の疲れ、コロナ疲れが一気に出る時期です。**事業者は労働者の安全と健康を確保する事が基本的な責務です。**今一度、労働者一人ひとりに安全意識をもってもらうよう指導、教育の実施をお願いします。